様式第２号

会　　議　　録

会議の名称		令和8年度(2026年度)第3回豊中市男女共同参画審議会		
開催日時		令和8年(2026年)　10月21日（水）10時00分 ～ 11時50分		
開催場所		WEB会議 (くらしかん　体験学習室)	公開の可否	可・不可・一部不可
事務局		市民協働部　人権政策課	傍聴者数	2人
公開しなかった理由				
出席者	委員	西尾委員（会長）、岩本委員、青竹委員（職務代理者）、倉垣委員、 大内委員、寺田委員、畠中委員、三宅委員、奥田委員、河本委員、古川委員		
	事務局	松永市民協働部長、山口市民協働部人権文化担当理事 本田人権政策課長、吉岡主幹（女性支援担当）、 小林課長補佐兼女性支援係長、水谷主査		
	その他			
議題		1. 前回審議会の振り返りについて 2. 前回審議会以降の取組について 3.第3次豊中市男女共同参画計画の中間見直しについて 4.その他		
審議等の概要 (主な発言要旨)		別紙のとおり		

令和８年度第３回豊中市男女共同参画審議会　議事概要

日時：令和８年（2026 年）10 月 21 日（水）10 時～11 時 50 分
場所：Web
会議システム「Zoom」を使用して開催（事務局：くらしかん　体験学習室）

【出席委員】
西尾委員（会長）、青竹委員（職務代理者）、倉垣委員、大内委員、岩本委員、寺田委員、畠中委員、三宅委員、奥田委員、河本委員、古川委員

【事務局】
松永市民協働部長、山口市民協働部理事（人権文化担当）、本田人権政策課長、
吉岡主幹（女性支援担当）、小林課長補佐兼女性支援係長、水谷主査

【傍聴者】２名

【本審議会の開催方法について】
Web 会議

●開会
●成立要件の確認

＜案件 1．前回の振り返りについて＞
事務局より資料１について説明
特に意見なし

＜案件 2．前回審議会以降の取組について＞
事務局より資料２について説明
特に意見なし

＜案件 3．第３次豊中市男女共同参画計画の中間見直しについて＞
事務局より資料３について説明
委　　員：５ページの国の動向の中の、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の記載について、「本人の意思を尊重」だけでなく、女性の人権尊重についてもこの法律では大事にしているので、女性の人権尊重という一文を入れていただきたい。
事 務 局：文章については検討する。
会　　長：11 ページの「3 基本的視点」について、「（1）互いの人権の尊重の」の記載で、一人一人の人権の尊重について、他者を差別してはいけない、偏見を持ってはいけない、という他者について書いてある。そのあとに、「自他ともに尊重する感覚は～」ということで、自分自身を尊重しないといけないということで文章を検討いただいたが、冒頭部分を修正し、自分自身を大事にするという感覚も育まないといけないという趣旨の文章を入れていただきたい。今回の計画の見直しのなかで、ＬＧＢＴＱ＋をはじめとする性的マイノリティの話が出てきているが、その方たちは、自尊心が低い傾向があり、調査結果等からそれが原因で、精神疾患や自殺等に繋がっていく傾向が非常に高いということがわかっている。差別や偏見を持たないということも大事で

あるが、当事者を含めて、自分は自分でいいんだという感覚を育てるというような取組みが必要だという姿勢について反映していただきたい。

委　　員：6 ページの大阪府の動向について、「ＳＤＧｓの推進によるジェンダー視点の主流化」という文言がある。ＳＤＧｓの中にジェンダーの項目があると思うが、内容について理解しにくい。ＳＤＧｓを広めることにより、ジェンダーの視点が私たちの中で伝わりやすくなるという意味か。

事 務 局：府が定めた「おおさか男女共同参画プラン」の中で、策定のポイントとして、横断的視点という部分で、「ＳＤＧｓの推進によるジェンダー視点の主流化」が掲げられている。これはあらゆる取組みにジェンダーの視点を横断的に取り入れて、さらにジェンダー平等を目指すことを目標としているので、今回府の動向ということで記載した。ＳＤＧｓの推進の中にあるジェンダーの視点を入れて、全体の平等を目指すということに直結しているので、このような表現としている。

会　　長：「ＳＤＧｓの推進によるジェンダー視点の主流化」というのは、府のプランの中にこのまま記載されているのか。

事 務 局：府の計画の文言をそのまま記載している。

委　　員：こちらでわかりやすく修正することは難しいのか。このままだと確かにわかりにくい。例えば、「ＳＤＧｓの推進における（ジェンダー視点の主流化）」と記載すると分かりやすくなるのではないか。引用しているのでこれを簡単な表現にすることは難しいかもしれないが、ジェンダー視点を主流化していくということなので、ＳＤＧｓに対して焦点が当てられると関係がわかりにくくなってしまう。

委　　員：アスタリスクをつけて下の方に説明を入れることで、誤解を防げるのではないか。

事 務 局：意見を踏まえて、修正する。

委　　員：59 ページに記載の「関係各機関相互の連携を進める」という取組みと主な所管・実施課について、これは被害者の精神的負担を軽くするために同じ説明を省くという意味で書かれていると考える。関係機関相互の連携の主な所管・実施課の中での情報共有という意味なのか。医療支援であるとか住宅のことについて相談できるというような具体的なものがあれば、もう少し関係機関相互の連携について説明があるといいのではないか。この関係機関とは、どのような範囲を想定しているのか。

事 務 局：相談窓口を持っている関係機関を想定している。最初にお互いが情報を共有することや、相談者が手続きを何か行うような各関係課を代表的に記載している。

委　　員：関係機関相互の連携となると、対外的な、役所での手続き以外のものも想起されるが、そのような窓口は想定されないのか。

事 務 局：あくまでも公的機関の部分の、市役所の中での手続きっていう部分になる。

委　　員：関係機関相互の連携というのは、もう少し大きい範囲を想像した。であるならば、所管・実施課との情報共有を進めることについては、当然ご本人の許可を取ること等が気になる。精神的負担を軽減するためという目的は書かれてはいるが、誤解されないか。同行支援については、例えば病院に一緒に行く、住宅のことを相談したい時には取り次いでもらえる、警察関係にも同行する等が視野に入っているのかあいまいな感じがする。

事 務 局：複合的な問題を抱える女性への支援のところで、実施機関として全部は掲げられないためそこには入れてない。例えばコード 4111 のＤＶネットワーク会議の中で、「顔の見える横の結びつきを深めてお互いが連携していく」という部分や、複合的な問題を抱える女性の支援の項目の中の支援調整会議、同行支援の部分でも、警察等市役所以外のところに同行支援を行っている。この「主な所管・実施課」はあくまでも市役所の中の機関を記載しているので、警察等の外部機関は記載できない。

委　　員：「主な所管・実施課」に書いてほしいということではなく、「主な取組み」に具体的に警察や病院に、情報を共有するのかしないのか。若しくは精神的負担を軽減すると記載しているが、それは本人の要望に基づいて行うことなので、市役所内でも全て情報が共有されるわけではないと思う。どの範囲までを言っているかを明確にしていただきたい。

会　　長：コード 4321 の３行目の「関係機関相互」の関係機関については、庁内だけを指すのか、それとも庁内外を指すのか。

事 務 局：厳密に言うと関係部局となる。同行支援として行く先は関係部局や関係機関もあるが、4 行目の内容については関係部局相互の連携ということになる。文言については指摘を踏まえて検討する。

会　　長：機関か部局かということで、誤解がないようにしていただきたい。

委　　員：「庁内関係窓口」とか「関係部署の相互の連携を進める」で文章を切って、その次に「状況に応じて庁内外の関係機関への同行を行うことにより～」とした方が分かりやすいのではないか。ここでの主な取組みはワンストップで話ができるということを記載していると考えるので、文章を切った方がいい。次に 46 ページについて、「複合的な問題を抱える女性への支援」の中で伴走型支援を挙げていただいているが、女性の支援に関する計画づくりのために調査をしたとき、当事者として支援を利用されている方から、困ったその時ではなく、困るもっと前に情報を知っていたら、本当に家がなくなる等大変な状態にならなかったという言葉があった。大事な視点だと思う。例えば、若者に対しての支援についてコード 3215 で再掲として挙げているが、これはすでに困難を有する若者の話なので、若者に何かあらかじめ支援があるということが伝わるようなものをコード 3215 に入れるか、コード 3232 の広報というところで広めていただきたい。部署名がわからないのだが、例えば、こども安心課で困難をかかえる前の子どもも含めて何か広報をしてもらうとか、困ったときに SOS を発していいということを子どもや若者に伝えるとかしていただきたい。そのようなことを発信する部署がコード 3215 の再掲かコード 3232 に含まれているのか。

事 務 局：こども安心課は、要保護児童対策地域協議会（要対協）の支援が必要な状態に至る前の段階で、親子関係の調整や家庭への支援を行うことが主な役割。くらし支援課では、生活困窮者支援やひきこもりの支援をはじめ、若者支援を中心に取り組んでいる。経済的困窮者の支援だけでなく、家庭環境に課題を抱える方への支援や、障害を持ちながら就労が難しい方へのサポートも行っている。また、家計改善支援を含めた生活全般にわたる相談支援も実施している。困難を抱える女性については、若者で女性である場合は、直接女性支援につながる場合もあれば、くらし支援課からつながる場合もある。親子間や兄弟間の暴力などを理由に避難を希望するケースでは、くらし支援課から女性支援事業につながることがある。こども安心課から女性支援につながるケースとしては、母親が子どもと一緒に避難を希望する場合などがある。ただし、こども安心課の主な役割は避難支援ではなく、親子関係の調整や家庭支援を通じて、要対協による支援が必要な状況に至らないよう学校や保育園などの関係機関と連携しながら家庭を支えることにある。

会　　長：くらし支援課は経済面で困った場合の相談が主であるという印象があるが、人権政策課にも相談がつながって来るということか。

事 務 局：家を追い出されて行くところがないとか、若い女性からよく相談を受けるのは、交際相手から暴力を受けた、同居している交際相手からお金を取られた、もともとお金がないというところからくらし支援課に相談が入り、内容を聞くと交際相手からお金を取られているためお金がなかったということになると人権政策課につながってくる。他にはひきこもり支援もくらし支援課で行っている。

会　　長：例えば、男性についてはコード 3215 で男性の困難や生きづらさといった場合や経済的なこと、精神的なしんどさ等も含まれると考えるが、その場合、くらし支援課は該当するとして、精神的にしんどくて外に出られない、働くことができないという場合はどこが対応するのか。

事 務 局：コード 3215 の主な所管にある青少年交流文化館いぶきが若者支援を中心に行っているので、男性や女性に関係なく相談受ける。

委　　員：困難な状況に陥る前の段階で、このような支援があるという広報はすごく大事だ。広報についてはコード 3232 で、実際に寄り添ってくれるところがコード 3215 であると思うと、広報の所管にするのか、情報提供先なのか。今の話だと、青少年交流文化館いぶきにも広報がしっかり届くように、支援を必要とする人が支援を必要とする手前から届くようにしていただきたい。

会　　長：若者が困る前の予防的な対策をするための広報についてはどこか。

事 務 局：例えば、ＤＶについての啓発のためのリーフレットや相談先を記載したカードについては、各課に配架をしている。11 月には、パープルオレンジリボンについての展示を行っていて、パネル展や市民参加型のイベントの際に相談先を知ってもらう機会を設けている。

会　　長：青少年交流文化館いぶきは広報をしているのか。

事 務 局：若者支援を専門に行っている事業者がいぶきにあり、高校に向けて相談や各種事業のチラシを送付してもらっている。また、くらし支援課から高校 2 年生世代の市民に対して相談や支援の窓口があることを周知している。人権政策課もくらし支援課から高校 2 年生世代の市民に対してチラシを送付してもらった。

会　　長：今の内容は計画のどこに書かれてるのか。大変な状況に陥る前に、広報もしっかり力を入れている、若者に対しても、広報にも力を入れているということはどこに記載されているのか。

事 務 局：広報をしたことについての内容については、毎年の年次報告書で報告している。

会　　長：「それぞれの状況に応じた段階的な支援」という表現だけでは内容がやや分かりにくいように感じる。問題が起こる前の予防的な取組みを含むのか、問題が生じた後の支援を指すのかが読み取りにくい。もう少し具体的に記載した方が伝わりやすいのではないか。

委　　員：コード 3232 の主な取組みを支援を必要としている人だけでなく、将来的に支援が必要となる可能性のある人にも情報が届くようにという文章にしてみるなどか。現在、緊急的に支援を必要としている人だけではなく、もう少し広がりがある支援についても広報されていると思うが、伝わるようコード 3215 の記載をもう少し具体的に記述してはどうか。

会　　長：コード 3215 とコード 3232 は何かが起こってからの事後的な対策に見えるので、予防策も行っているということが大事である。

事 務 局：ここでいう「それぞれの状況に応じた段階的な支援」には、予防的な支援から、困難な状況が生じた際の支援、さらに自立に向けた支援までを含んでいると考えている。くらし支援課や青少年交流文化館いぶきでは若者向けの取組み、とよなか国際交流センターでは外国人に対しての取組みなど、それぞれの対象者に応じて、問題が起こる前の段階も含めた取組みを実施している。しかし、現在の記述では内容が十分に伝わっていない可能性がある。予防的支援から相談・支援、自立支援までの流れが分かるよう、表現を検討したい。

委　　員：26 ページにある「市の男性職員育児休業取得率（2 週間以上）」の目標値について、目標値の設定が低い。実態に即していないのではないか。育児休業取得期間が 2 週間とあるが、もっと高い設定にしていいと考える。市職員は企業よりも格段に育児休業を取りやすいと思う。本当に育児休暇が必要な期間は最低 3 か月で、半年ぐらいはとらないと、子どもを産んだ母親の回復にもならないし、授乳等により、睡眠が十分に取れないことが多々ある。期間が 2 週間だと何もしなくてもすぐ終わってしまう感覚なので、期間を 3 か月以上にして実態に合うような目標にしてはどうか。厚生労働省が公表している育児休暇取得期間について 3 か月以上でだと 20%の人が取っている。そのくらいの期間を目標にした方が本当に必要な育児休業の取得期間だと考える。それを市職員が率先して取得していくことで民間企業にも波及していくのではないかと思われる。

会　　長：例えば、2 週間以上の期間を 3 か月以上として目標値の 100%が現実的に難しいようであれば、100%にすることを目指すよりは現実的に 40%とか 50%にするということか。

委　　員：現在、私自身が子育て中で、2 歳の子どもでも夜中に何度か起きることがある。子どもの人数が増えたときには負担はさらに大きくなる。実態と 2 週間の育児休業期間が合っていない。多くの人は「2 週間以上」という表現を見ると、2 週間程度取得すればよいと思うのではないか。民間企業より市の職員は育児休業を取りやすい状況にはなっていると考えるので、そこで目標値をもっと高くしないと、市が 2 週間なのであれば民間企業は 3 日でいいか、1 週間でいいかということになる。

会　　長：厚生労働省のデータについて言及していたが、20%ぐらいの人が 3 か月以上の育児休業の取得期間となっているのか。

委　　員：2025 年のデータでは、育児休業を取得している人が 50%ぐらいで、3 か月以上取得している人がその中の 20%ぐらいとなっている。3 か月以上 6 か月未満で 10%、6 ヶ月以上で 10%となっている。

会　　長：男女共同参画白書などを見ても、男性の育児休業取得率は国家公務員が高く、次いで地方公務員が高い状況だったと認識している。民間企業と比べると、公務員は育児休業を取得しやすい環境にあり、また会社に対する旗振り役やロールモデルとしての役割も担っている。そうした観点からも、取得率だけでなく取得期間も含めて、豊中市としてより高い目標設定を検討してはどうか。

事 務 局：男性の育児休業については、男女共同参画計画としてより高い目標を掲げていくという考え方もあるが、本計画は他の計画との整合性を図りながら策定する必要がある。また、本計画に掲載している成果指標は、男女共同参画計画独自で設定しているものばかりではなく、関連する分野別計画で定められている指標を取り込んでいるものもある。今回の「市の男性職員育児休業取得率（２週間以上）」という指標については、令和８年度に策定された特定事業主行動計画において設定された目標値を反映したもの。これまでの本計画では育児休業取得率そのものを指標としていたが、今回の計画見直しでは取得の有無だけでなく、「２週間以上」という取得期間の視点を新たに盛りこんだ。ご指摘のとおり、さらに長期間の取得を促進していくという考え方もあるが、市全体の目標との整合性を図る観点から、特定事業主行動計画と同じ目標値を男女共同参画計画にも設定している。

委　　員：これまでであれば３日間の取得でも実績として扱われていたところを、２週間以上という目標を設けたことは意義がある。その一方で、「２週間取得すれば十分」というメッセージとして受け取られてしまう懸念もある。育児休業　は可能であれば３か月や半年程度取得した方がよいという考え方もあり、２週間という期間がかえって目安として定着してしまう可能性もある。とはいえ、取得期間を示さなければ短期間の取得でもよいという受け止め方につながるため、現時点では２週間以上という指標を維持する考え方もあるのではないか。

委　　員：子どもの出生後 2 か月以内に最大 28 日間取得できる「産後パパ育休」の制度があり、育児休業給付金が 67%支給されることの影響もあり、民間企業でも１か月以上の育児休業取得が増えてきている。そこのような状況を踏まえると、２週間という目標はやや短いように感じる。委員から提案のあった「３か月以上」という目標も、より積極的な取組みを促す意味では妥当な考え方ではないか。少なくとも１か月程度の取得を目標とすることも考えられる。他の計画との調整は必要だと思うが、国が男性の育児休業の長期取得を推進している以上は、より高い目標について他課を説得した方がいいのではないか。

会　　長：人権政策課から提言するということは可能か。

事 務 局：委員からいただいた意見については、担当部局にしっかりと伝えたい。一方で、先ほど申し上げたとおり、この成果指標は、他部局が策定している計画との整合性を図った上で設定している。そのため、ご提案いただいたような取得期間や目標値への変更が可能なのか、今後見直しの予定があるのかについて、関係部局への確認が必要となる。委員の指摘のとおり、市が率先して男性の育児休業取得を推進し、旗振り役として取り組むべきであるという考えについては、そのとおりだと認識している。まずは関係部局との調整や今後の方等針を確認した上で、改めて回答する。

委　　員：6 ページの「おおさか男女共同参画プラン」について。その中に支援内容が書かれてる。豊中市の 46 ページの「複合的な問題を抱える女性への支援」の項目を比較したら、大阪府計画にある一時保護の充実やアフターケア、被害回復支援といった項目が施策の中では入っていない。また、「主な所管課・実施課」について確認したところ、去年４月に設置された豊中市児童相談所が記載されていない。これは第３次計画策定時には豊中市児童相談所が設置されていなかったことによるものなのか、それとも当該施策との関わりがないとう考えか。

事 務 局：児童相談所の分については、コード 4415 に記載のこども援助課が児童相談所として、人権政策課として連携している部署となる。ＤＶでの対応の取組みにおいてはこども援助課を今回の見直しで主な所管課として新しく 2 か所追加している。府の計画における「一時保護の充実」については、府と市町村では役割

が異なり、女性自立支援施設や一時保護に関する機能は府が担っているため、府の計画ではシェルターなど一時保護体制の充実が位置付けられている。一方、豊中市は支援を必要とする方を府の支援施設等に繋ぐ役割を担っている。今回、市での新たな取組みとして位置付けたコード 3234 の「居場所の提供」については、府が設置するシェルターとは異なり、危険な状況ではないが困難な問題を抱えている女性が安心して過ごせる場を提供することを目的としている。なお、児童相談所は、こども育成課、こども援助課、一時保護課の 3 課で組織されており、その担当課を記載している。児童相談所を記載していないということではない。

委　　員：複合的な問題を抱える女性への支援の中でこども援助課が主管課として入らないのか。

事 務 局：こども安心課は、先ほど説明した要保護児童対策地域協議会（要対協）をはじめ、支援を必要とする子どもや家庭への対応を担う課となるため、コード 3233 の取組みについては所管課としてこども安心課を位置付けている。一方、コード 3234 の「居場所の提供」については、市が民間団体と連携しながら実施する取組みであることから、所管課は人権政策課としている。実際の運営や支援は民間団体等との協働により行うものであり、市だけで実施するものではないが、事業を推進する立場として人権政策課を位置付けている。コード 3232 では、女性総合相談支援窓口から他の相談窓口を案内したり、他の相談窓口から女性総合相談支援窓口を案内したりするといった相互連携を行い、コード 3233 で支援が必要なケースが発生した際の関係機関による連携会議やケース検討会議について記載している。コード 3233 の主な所管・実施課には人権政策課の記載しかないが、ケース検討会議ではこども安心課、こども援助課と連携していくことになる。

委　　員：コード 3232 の主な所管・実施課に児童相談所を組織している課を記載してほしい。

事 務 局：先ほど申し上げた 3 課については実際に一時保護や措置を行う機関であり、相談窓口ではない。子どもに関する相談や情報は、まずこども安心課が受けるため、同課が事前に人権政策課と連携する部署となる。実際に保護された後にコード 3233 で対象者や子どもの今後の支援方針や互いの役割分担について検討する。ＤＶの対応では児童相談所と連携、協力を推進していく取組みがあるので、これまで府の児童相談所（子ども家庭センター）と連携していたが、豊中市児童相談所が設置されたので、こども援助課を記載した。

会　　長：こども安心課は、こどもに関わる情報が一番入ってくる部署で、子どもに対する方針等が決まった後に動くのは児童相談所に関わる 3 課になるため、コード 3232 では主な所管・実施課は窓口がある部署であるとすると、児童相談所に関わる 3 課を記載することは違うということか。

事 務 局：女性が各相談窓口で困ってたときに女性総合相談支援窓口を紹介してもらう、逆に女性だけれども属性によっては人権政策課からそれぞれの窓口と連携していくことがコード 3232 の取組みとなる。実質的な支援についてはケース検討会議等で支援方針を決めていくため、取組みとしてはコード 3233 になる。会議の主体が人権政策課となるため主な所管・実施課として記載が人権政策課のみとなる。

会　　長：説明を聞かないとわからないが、いったんこの記載のままとする。

委　　員：35 ページのコード 2312 について、「事業所への多様な働き方について～」を削除して「在宅ワークやテレワークなど多様で柔軟な働き方の推進に向けて、事業者等への情報提供を行う」で意味は通じる。

委　　員：26 ページの活動指標の市立小中学校における人材教育の教材を使用している学校の割合でが、過去 5 年間で 20%下がっている。今後 5 年間で 100%までいく見通はあるのか。

事 務 局：小・中学校におけるジェンダー平等教育については、現在、電子教材「With You」を提供している。タブレット端末の導入も踏まえて活用を進めているが、うまく稼働していない、物理的な課題があり、改善の対応を進めている。とよなか男女共同参画推進センターすてっぷが実施する出前講座をはじめ、市としても様々な講座や啓発事業を実施しており、小・中学校におけるジェンダー平等教育の推進に取り組んでいる。成果指標については 100%という高い目標を掲げているが、現時点で目標値を引き下げることは考えにくく、この 5 年間の計画期間の中で達成をめざしたいという考えで設定している。今後、各部局に対して目標達成

に向けた取組を働きかけ、目標を達成していきたい。

会　　長：　とても高い目標設定ではあるが、今回の答申を示すことによって、市として小・中学校におけるジェンダー平等教育にしっかり取り組んでいくという意思を明確にして、ぜひ 100%という目標達成に向けて頑張っていただきたい。

委　　員：私も小学生の子どもがいるので、みんなが等しく大事なジェンダーについて学べる機会を設けていただきたいと思っているので 100%を達成していただきたい。

委　　員：16 ページの「本市では～」の段落の、「居場所づくりが多くなっています」と文章について違和感がある。「居場所づくりが必要とされています」ではどうか。図表 1－3 では、性の多様性の理解の促進について悩みや情報が共有できる居場所を作って欲しいという結果がでているので、「居場所づくりを多くしていきたい」や「していく必要があります」といった語尾がいい。

会　　長：「居場所づくりへの期待が高まっています」とか、「居場所づくりへの要望が強まっています」というように修正してはどうか。

委　　員：6 ページの大阪府の動向について「大阪府男女共同参画計画（おおさか男女共同参画プラン）」に関する具体的な取組とみの記述の中で、女性の登用や人材育成については豊中市の計画の中に含まれて検討されていて、府が実施していこうとしていることを豊中市でも実施していこうということがわかるが、青少年の性被害防止に特化した取組はあまり見受けられなかった。今後また、青少年の性被害防止に対する取組みについても検討していただきたい。

事 務 局：青少年という文言ではないがコード 4531 で、「こどもが性暴力の被害者、加害者にならないように～」で取組みを位置付けている。

会　　長：今の文言だと児童に焦点があたっているが、兄弟姉妹間の性暴力や同意のない性行為も問題になっているので、そこはどこでカバーされているのか。

事 務 局：「あらゆる暴力の根絶」というところが、青少年に特化してはいないが該当部分になる。

会　　長：言葉として青少年という文言がないので、その文言を入れることは大事だ。「5　あらゆる性暴力への対策の推進」（62 ページ）のリード文に追記することで意識はできるのではないか。「3 児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止のおよび被害者支援」の中に、青少年の被害者支援というように追加できないのか。

事 務 局：青少年がどこまでの範囲になるかにもより、ここの記載は 18 歳未満を対象としている。

会　　長：例えば、新たに項目を設けて「3）」と「4）あらゆる暴力根絶のための啓発の推進」の間に、「青少年被害防止及び被害者支援」という項目を作れないか。

事 務 局：大阪府性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（ウイズユーおおさか）と市が連携していく部分はあるが、実際に事業の主体となっているのは府であるので、府の計画と豊中市の計画では、それぞれの役割分担の違い、例えば、一時保護施設の運営の主体と同様に、府と市の役割が違う部分もある。

会　　長：豊中市が青少年の性被害者から何か被害を訴えられた場合はどこが対応するのか。こども安心課か。

事 務 局：18 歳未満であれば青少年も含まれるというか、対象者としてはこども安心課やおやこ保健課が担当課となる。

会　　長：「5　あらゆる性暴力への対策の推進」のリード文に青少年の性被害について必ず入れていただきたい。今からでも可能であれば、豊中市独自に青少年の性被害等についても、項目を設けられるようであれば設けていただきたい。児童と青少年をどう分けているのか。児童は小学生までだと考えるが。

事 務 局：児童は 18 歳未満。青少年は 18 歳以上おおむね 30 歳までとされている。いわゆる学校に属している青少年であれば学校が対象となるし、それ以上の年齢の方がどこに相談するのかとなると、女性であれば女性総合相談支援窓口、男性相談もすてっぷで取り組んでいるため、男性が相談しようと思った場合でも相談窓口として機能している。性被害については、「ウイズユーおおさか」の相談窓口もあり、必要に応じて適切な相談機関につながることができる体制となっている。この項目の「あらゆる」という中で青少年だけを抜き出すと、今度は他との違いが説明できない。そのため全部を網羅しているという認識があったので、個別の項目

としては設けていない。ただし、子どもの性暴力については項目を抜き出して担当部署とも連携をしている取組みを打ち出している。

会　　長：児童と青少年では年齢が違うので、青少年が対象に入っていないとならないよう、実際に青少年も相談できることがわかるように記載を工夫してほしい。

委　　員：児童となると小学生より上となるが、他の記載をみると「子ども・若者」という記載がある。子ども・若者となると子どもよりも上の人も対象と考えられるが、児童という記載だと、中学生以上の青少年は対象なのかという疑問になる。単語を「児童」とするのであれば「児童と青少年」とするなど、「子ども・若者」という記載をするのであればそのような工夫をしてはどうか。

会　　長：児童は小学生、生徒は中高生でそこから青少年に入ってくる。また学生というと大学生のイメージがある。児童と言われると小さい子どものイメージがあるので、誤解がないように表記していただきたい。

委　　員：児童福祉法上、児童は 18 歳未満という公的な用語の使い方が反映されていると思う。委員の方々が言うように、人によっては児童、生徒、青少年という年齢のイメージがあるので、「児童ポルノ」等の単語も児童という記載は悪くないが「児童・青少年」という表記にするなど工夫していただきたい。そのことに関連して、6 ページのドーンセンターについて、正式名称は「大阪府立男女共同参画・青少年センター」となるので、「大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）」とする方が、そのような施設で、男女共同参画から、青少年に関することまでをカバーしているということが具体的にわかるので記載を検討していただきたい。グラフについて。グラフの縦軸に（ＭＡ％）という表記が４つほどある。何か意味があるのか。

事 務 局：「マルチプル・アンサー」の略で、複数回答形式の設問の中から○は幾つでも選択する場合に、ＭＡというふうに表示している。

会　　長：15 ページの重点的に取り組む項目についての星印の説明が他のページでは説明がない。星印には全部注釈を入れた方がよい。次に 19 ページのコード 1233 の「豊中市パートナーシップ宣誓証明制度」について。西宮市や明石市などファミリーシップ制度を導入している自治体があるが、豊中市として検討されているのか。進めていっていただきたい。39 ページの「すてっぷの『女性活躍推進拠点コーナー』利用者数」で、目標値の「モニタリング指数」について注釈を入れてほしい。46 ページのコード 3224 も同様に豊中市パートナーシップの項目があるので、先ほどと同様にファミリーシップについて検討していただきたい。最後に 50 ページについて「地域就労支援センターで受けた相談のうち過去 1 年間で就労に結びついた人の割合」で、目標値が今回男女とも 30%となっているが、目標値を上げられないか。改定時で 29.9%・23.4%で、計画期間はあと 5 年あり、働きたい人はこれからも増えると思われる。また、世の中は人手不足のため供給もあると思われる。

事 務 局：今回行ったヒアリングの中で、担当課のくらし支援課と調整したうえで、目標値を定めた。女性は目標値に近いが、男性との差で 30%という設定とした。

会　　長：可能な限り上げてほしい。

＜案件 4.その他＞

事 務 局：次回のスケジュールについて説明。

閉会